

2026年4月23日

お客さま各位

静清信用金庫

手形帳・小切手帳の発行受付終了に伴う当座勘定規定の改定について

平素より静清信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、2026年3月31日（火）をもって手形帳・小切手帳の発行受付を、2026年6月30日（火）をもって当金庫の発行する自己宛小切手の発行受付を終了するにあたり、以下のとおり当座勘定規定を改定します。

改定後の規定は、改定前から当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、引き続きお引き立てをお願い申し上げます。

1. 改定する規定

当座勘定規定

2. 改定日

2026年7月1日（水）

3. 改定内容

※以下のとおり、条文を変更いたします。

改定後	改定前
第7条（手形、小切手の支払 <u>等</u> ） （略）	第7条（手形、小切手の支払） （略）
第8条（手形、小切手用紙） （1）～（4）（略） <u>(5)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第8条（手形、小切手用紙） （1）～（4）（略） <u>(5)</u> <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>(6)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(7)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第13条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>

ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください

以上